

子

供

の

居

場

所

Q 子どもの居場所づくりを始めるには、何から始めたらいいですか？

A 6W2Hで子どもの居場所づくりを考えましょう。

What(何を)

「子ども食堂」「学習支援、体験学習」「プレーパーク」「フードパントリー」など、どのような活動をしたいのかを明確にしましょう。

Who(誰が)

運営者や中心となるスタッフを決めましょう。また、活動内容によりスタッフやボランティアが必要となります。何人で実施するのか予め考えておきましょう。



子

供

の

居

場

所

Where(どこで)

子どもの居場所は自宅や空き家、飲食店、集会所など様々な場所で行われています。子どもたちと一緒に活動するボランティア、みんなが集まりやすい場所を選びましょう。

When(いつ)

無理のない範囲で長く続けられるよう、開催頻度や時間帯を考えましょう。

※最初は月1回程度から始めるのがおすすめです。地域や子どもたちのニーズを踏まえて、活動に余力があれば頻度を増やしましょう。



子

供

の

居

場

所

Whom(誰に)

子どもだけを対象にするのか、大人も含めるのか、困窮世帯に限定するのか、誰でも参加できるようにするのか予め決めておきましょう。

Why(なぜ)

なぜ子どもの居場所づくりを始めるのか、趣旨や目的を明確にしてスタッフやボランティアと共有しておくことが大切です。



子

供

の

居

場

所

How(どのように)

実施方法、運営方法を具体的に考えましょう。利用してもらうための周知、広報、PRも必要です。協力や連携も視野に入れて計画しましょう。

How much(いくらで)

子どもの居場所に必要なお金について、予め考えておきましょう。材料費等の実費を徴収するのか、子どものみ無料とするのかなど、無理なく運営できるようにしましょう。

- 各種団体や行政機関等からの助成金
- 企業や個人からの会費、寄付金、食材等の提供 など



子

供

の

居

場

所

Q 子ども食堂とは？

A 地域の方やさまざまな団体が中心となり、子どもが一人でも安心して利用することができる無料または低額の食事を提供する場所です。子ども食堂では、お米や野菜、おやつなど食材の多くは、地域の農家の方々やさまざまな社会資源からの寄付で賄っているところもあります。

最近では、食事を提供するだけでなく、学習支援や体験の機会を提供しているところも増えています。

また、幅広い世代との交流もでき、地域の人々がつながる交流拠点としての場でもあります。



子

供

の

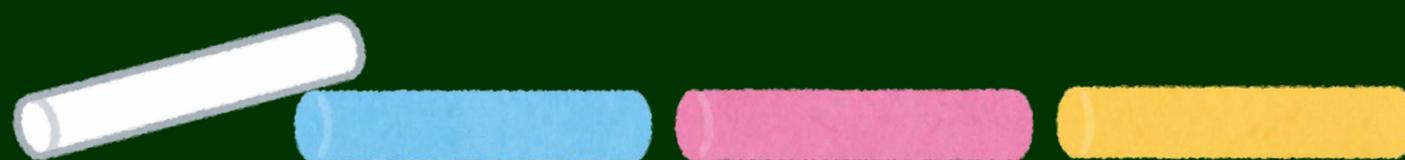
居

場

所

Q 子ども食堂をはじめるには？

A 子ども食堂は、どこかに登録や届け出をする必要はありません。
“思い”があればどなたでも始められます。



子

供

の

居

場

所

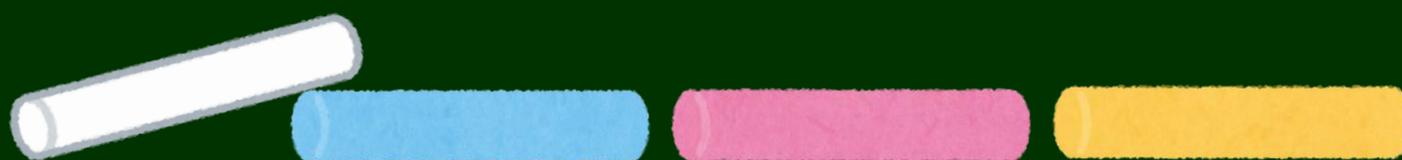
Q 食品の取り扱いについてはどこに相談すればいいですか？

A 子ども食堂は、営業許可、届出などが不要とされていますが、届出が必要になる場合がありますので、子ども食堂を開設する前に、最寄りの保健所に相談し、食品衛生に関する指導、助言などを求めましょう。

また、各自治体で食品衛生責任者養成講習会なども開催されています。

<最寄りの保健所>

幸手保健所 〒340-0115 幸手市中一丁目16番4号
0480-42-1101



子

供

の

居

場

所

Q 学習支援とは？

A 子どもたちのために、無料で学習支援を行う場のことを指します。
学力の向上だけが目的ではありません。
信頼できる大人や仲間と出会い、意欲や生きる力を育て、夢や目標
を見つけて、子どもたちの生きる力を育むことが期待されています。
困難を抱える子どもが、自分らしい未来を思い描く力を育てる場づく
りが大切です。



子

供

の

居

場

所

Q 体験学習とは？

A いろいろな実体験を通じて学ぶことを狙った学習形態です。
体験することで、子どもたちの今後の可能性の場を広げたり、広い視野で興味関心を高めたりすることが目的です。

例) 田植え、稲刈り、野菜の収穫、昔からの遊びなど



子

供

の

居

場

所

Q プレーパークとは？

A 地域住民や行政などが協働しながら、子どもたちがのびのび、自由に、いろいろな仲間と、好奇心を全開にして遊べる場所です。
地域のボランティアさんにより、自然の中で遊ぶイベントなどを開催しているところもあります。



子

供

の

居

場

所

Q 保険はありますか？

A 参加者(子ども等)、運営者(ボランティアスタッフ等)に適用される保険があります。

○ボランティア活動保険・・・ボランティア活動中のさまざまな事故による「ケガ」や「損害賠償責任」を補償します。

○ボランティア行事保険・・・地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における「主催者や参加者のケガ」、「主催者の賠償責任(主催者責任)」を補償します。

<問い合わせ先> 宮代町社会福祉協議会

0480-32-8199

